

一般社団法人愛媛県サッカー協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、一般社団法人愛媛県サッカー協会といい、その英訳名は、**Ehime Football Association**（略称EFA）とする。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を愛媛県松山市に置く。

2 本協会は、総会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、愛媛県におけるサッカー（フットサル、ビーチサッカーを含む。以下同じ）界を統括し、代表する唯一の団体としてサッカーの普及及び振興及び競技力の向上に関する事業を行うことにより、愛媛県民の心身の健全な発達とスポーツ文化の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種サッカー大会の主催、主管又は後援または許可に関する事。
- (2) サッカーの技術、研究及び指導に関する事。
- (3) サッカーの指導者及び審判の養成に関する事。
- (4) 地域社会におけるサッカーグループの育成強化に関する事。
- (5) チーム及び個人の登録に関する事。
- (6) 試合、公式競技会の記録の作成及び保存に関する事。
- (7) サッカーの普及啓発及び広報及び顕彰に関する事。
- (8) サッカーに関する調査及び研究に関する事。
- (9) サッカーを通じた地域交流に関する事。
- (10) サッカーを通じた国際交流に関する事。
- (11) 愛媛県を代表するサッカーチームの育成・強化と相互連絡及び調整に関する事。
- (12) 愛媛県を代表するサッカーチームの役員、選手の選定、及び派遣に関する事。
- (13) 関係機関との連携協力に関する事。
- (14) その他本協会の目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本協会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 本協会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 準会員 本協会の目的に賛同して入会したサッカーのチーム
- (3) 賛助会員 本協会の目的に賛同し、その事業を推進するために入会した個人又は団体
- (4) 名誉会員 本協会に特に功労があったもので総会の決議をもって推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会届により、会長に申し込まなければならない。

ただし、名誉会員は入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員になるものとする。

2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその承認の可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(経費の負担)

第7条 本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納めなければならない。

2 名誉会員は入会金及び会費を納めることは要しない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始、保佐開始又は、補助開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪の宣告を受け、又は会員である団体若しくはチームが解散したとき。
- (4) 会費を滞納し、催告期日までに支払わないとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、理事会が別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会における決議によって、当該会員を除名することができる。この場合においては、当該会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は本協会の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員がすでに納入した入会金、会費その他の抛出金品は、いかなる事由があっても返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、法令で定められた事項を決議する。

(開催)

第14条 通常総会は、毎年2回開催するものとし、事業年度終了後3箇月以内に開催する通常総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面または電子情報により、招集の請求が理事にあったとき。
- (3) その他必要がある場合

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子情報をもって、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故等による支障があるときは、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定足数)

第18条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の場合においては、議長は、正会員として決議に加わる権利を有しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) 長期借入金（当該会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除く。）
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る

場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第20条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電子情報をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印しなければならない。

(会員への通知)

第22条 総会の議事の経過の概要及びその結果は、正会員に通知する。

第5章 役員

(役員の設定)

第23条 本協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 25人以上40人以内

(2) 監事 2人以内

2 理事のうち、会長1人、副会長、専務理事及び常務理事それぞれを若干名とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のうち、同一親族(3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者)、特定の企業の関係者、所管する官庁の出身者が占める割合は、それぞれ理事総数の3分の1を超えてはならない。

- 5 監事には、本協会の理事の親族その他特別の関係のある者及び職員が含まれてはならない。また、監事は、相互に親族その他特別の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 会長は、本協会を代表し、業務を総理し執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を統括執行する。
- 4 常務理事は、本協会の業務を分担執行する。
- 5 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。
- 6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の業務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会（事業年度終了後3箇月以内に開催する通常総会に限る。）の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第29条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、報酬を支給することができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、別に定める。

第6章 名誉役員

(名誉会長)

第30条 本協会に、名誉会長を置くことができる。

- 2 名誉会長は、会長経験者のうちから理事会の推薦により、総会の決議によって委嘱する。
- 3 名誉会長は、本協会の運営に関し会長に対して助言する。
- 4 名誉会長は、委嘱した会長が退任したときに退任する。
- 5 名誉会長は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第31条 本協会に、若干名の顧問、参与を置くことができる。顧問及び参与は、学識経験者又は本協会に功労があった者のうちから、理事会の推薦に基づき、総会の決議を経て、会長が委嘱する。

- 2 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応ずる。
- 3 参与は、会長の相談に応じる。
- 4 顧問及び参与の任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 5 顧問及び参与は、無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第32条 本協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(種類)

第33条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第35条 通常理事会は、毎年2回以上開催する。

- 2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電子情報をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 資産及び会計

(会計)

第40条 本協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 本協会の設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第41条 本協会の基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において基本財産に繰り入れることを決議した財産

2 寄附金品であって、用途について寄附者の指定があるものは、その指定に従う。

(資産の管理)

第42条 本協会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、別に定める。

2 基本財産のうち現金は、金融機関への定期預金等確実な方法により保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第43条 基本財産は、これを譲渡し、交換し、担保に供してはならない。ただし、本協会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、あらかじめ理事会及び総会の決議を経て、その一部に限りこれを処分することができる。

(事業に要する経費)

第44条 本協会の事業遂行に要する費用は、入会金、会費、事業に伴う収入及び資産から生ずる収入等をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第45条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金)

第47条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、総会の決議を経なければならない。

(事業年度)

第48条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第50条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

(残余財産の処分)

第51条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17項に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配禁止)

第52条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第53条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。
- 4 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 5 職員は会長が任免する。

(書類及び帳簿の備付け等)

第54条 本協会の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 役員及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) 収入収支に関する帳簿及び証拠書類
- (8) 官公署往復書類
- (9) その他必要な書類及び帳簿

第11章 公告の方法

第55条 本協会の公告は、電子公告とする。ただし、電子公告により公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、官報に掲載する。

第12章 支部

(支部の設置)

第56条 本協会は、総会の決議により、地域を定め本協会と会員との連絡調整を図るため、支部を設置することができる。

- 2 支部の設置に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

第13章 補則

(委任)

第57条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本協会の最初の会長は、白石 省三とする。
- 3 本協会の最初の副会長は、加藤 學、二神 薫明、小埜山博夫、権名津 朗とする。
- 4 本協会の最初の専務理事は、兵頭 龍哉とする。
- 5 本協会の最初の常務理事は、竹内 強、広江 修、松中 浩、森 達正、石河 光一、岡崎 筆雄、佐伯 真道とする。
- 6 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第48条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 7 この定款は平成24年6月1日施行
平成25年6月26日変更
平成26年3月23日変更
平成28年6月25日変更
平成30年3月21日変更
平成30年6月24日変更
令和2年3月22日変更
令和7年3月20日変更